

別表第 1（第 5 条第 1 項関係）

	始業時刻	終業時刻	休憩時間
職員	8時30分	17時15分	12時00分～ 13時00分
窓口業務担当職員	8時30分	17時15分	13時00分～ 14時00分
第二部担当職員	12時30分	21時15分	17時30分～ 18時30分
			18時30分～ 19時30分

別表第 2（第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号関係）

在職期間	日数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	12 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	13 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日
9 月を超え 10 月に達するまでの期間	17 日
10 月を超え 11 月に達するまでの期間	18 日
11 月を超え 1 年未満の期間	20 日

別表第3（第18条第1項第5号関係）

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年以内の期間
		一週間の勤務日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日

別表第4 (第18条第1項第6号関係)

在職期間		1月 に達 する まで の期 間	1月 を超 え2 月に 達す るま での 期間	2月 を超 え3 月に 達す るま での 期間	3月 を超 え4 月に 達す るま での 期間	4月 を超 え5 月に 達す るま での 期間	5月 を超 え6 月に 達す るま での 期間	6月 を超 え7 月に 達す るま での 期間	7月 を超 え8 月に 達す るま での 期間	8月 を超 え9 月に 達す るま での 期間	9月 を超 え10 月に 達す るま での 期間	10月 を超 え11 月に 達す るま での 期間	11月 を超 え1 年以 内の 期間
一週 間当 たりの 勤務 時間	24 時間 を超 え 25 時間 以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	23 時間 を超 え 24 時間 以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	22 時間 を超 え 23 時間 以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	21 時間 を超 え 22 時間	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日	11日

以下													
20 時間 を超 え 21 時間 以下	1日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
19 時間 を超 え 20 時間 以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	9日	10日	

別表第5（第18条第1項第7号関係）

		付与日数
1週間の勤務日数	4日	16日
	3日	12日
	2日	8日
	1日	4日

別表第6（第18条第1項第8号関係）

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間
1週間の勤務日数	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日
	1日	0日	1日	1日	1日	2日	2日
在職期間		6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
1週間の勤務日数	4日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
	1日	2日	3日	3日	3日	4日	4日

別表第7（第23条第1項第14号関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日